

労働委員会関係裁判例データベース

(この事件の全文情報は、このページの最後でご覧いただけます。)

[判例一覧に戻る] [顚末情報]

概要情報

事件名	関西宇部
事件番号	東京高裁平成23年(行コ)第376号
控訴人	全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部
被控訴人	国(処分行政庁:中央労働委員会)
被控訴人補助参加人	株式会社関西宇部
判決年月日	平成24年3月14日
判決区分	棄却
重要度	重要命令に係る判決
事件概要	1 組合が会社に申し入れた団体交渉要求事項のうち、①会社が加盟し団体交渉を委任する経営者会と、組合を含む5労組との間で締結した平成20年度春闘協定における運賃履行問題、②会社・組合間の平成20年1月29日付け協定書の人員補充問題について、会社が団体交渉を拒否したことが、不当労働行為に当たるとして、大阪府労委に救済申立てがあった事件である。 2 初審大阪府労委は、申立てを棄却した。 組合は、これを不服として、再審査を申し立てたが、中労委は、再審査申立てを棄却した。 これに対し、組合は、これを不服として、東京地裁に行政訴訟を提起したが、同地裁は、組合の請求を棄却した。 本件は、これを不服として、組合が東京高裁に控訴した事件であるが、同高裁は、控訴を棄却した。
判決主文	1 本件控訴を棄却する。 2 控訴費用は控訴人の負担とする。
判決の要旨	1 当裁判所も、本件命令は適法であり、控訴人の本件請求には理由がないと判断する。その理由は、2のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第3 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。 2 当審における控訴人の主張に対する判断 (1) 運賃履行問題について ア 組合は、運賃履行問題が義務的団交事項に該当する根拠として、組合が産業別労働組合として、生コン輸送企業で働く労働者を含む様々な形態で就労する労働者を組織し、労働組合の団結目的達成のために必要な事項であれば広く義務的団交事項に含まれると解すべきで、輸送運賃は、産業別労働者の賃金に重要な影響を与え、会社に雇用される組合員の労働条件に重大な影響を及ぼす事項と主張する。 しかし、一企業である会社が義務的団交事項として団体交渉義務を負うのは、原判決が説示するように、当該使用者が雇用する労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項で、使用者が決定できるものに限られると解され、組合が産業別労働組合として生コン輸送企業で働く労働者等様々な形態の労働者を組織しているからといって、会社の義務的団交事項を、会社の雇用していない労働者の労働条件に関する事項にまで拡張する理由があるとはいえない。 なお、組合は生コン輸送企業の労働条件が悪化すれば、必然的に、生コン製造企業の労働条件も悪化する関係にあると主張する。 しかし、前者の労働条件が後者のそれに影響を及ぼすことがあるとしても間接的で不確定なものにとどまると考えられるので、その影響をもって会社の義務的団交事項とすべき理由とはならない。 イ 組合は、平成20年度春闘協定(輸送運賃)の履行問題についての合意が、経営者会加盟のA会員である生コン製造企業に値上げを義務付けることを前提として、当事者労働組合である組合が会社に対し、履行を求め、或いは履行状況の報告を求めることができる地位にあると主張する。 経営者会加盟のA会員は、経営者会に組合を含む関連5労組との交渉権・妥結権を委任していることが認められるが、前記春闘協定の輸送運賃について成立した合意は、運賃履行問題について、「燃料高騰、NOX対策、賃上げ等の要因による運賃引き上げについての指針を出す」というもので、経営者会加盟会員に個別的団体交渉を義務付けるものとは解されない。そして、これを受けて経営者会により作成された指針が、加盟会員に輸送運賃の値上げを要請するものであるとしても、加盟会員の経営状況に差異があり得る以上、値上げを義務付けるものと解するには疑問がある。 そして、組合が前記春闘協定の交渉当事者である経営者会に対して、指針の履

	行状況の報告を求めることができるとしても、加盟会員である会社に対して、直接その義務として履行状況の報告を求めたり、義務的団交事項とすることを要求できるとまで解すべき理由はない。 ウ 組合は、刑事事件判決が、会社は、組合に対し、妥結した輸送運賃の値上げ金額及び実施時期を回答する義務を負っていたことを認めていると主張する。しかし、刑事事件第1審判決での会社の回答義務についての説示は、当該事件の被告人らの行為の正当性の判断をする上でのものに過ぎず、会社の不当労働行為について判断したものではないから、同判決の説示をもって、会社の団体交渉義務の根拠とすることは相当でない。 エ 組合は、仮に原判決のいうように「輸送運賃を引き上げることに努めることを合意した」のみの合意であるとしても、5労組と協定を締結したから、会社は組合の質問に対して履行状況を回答すべき責任があると主張するが、法律的な根拠が不十分で、採用できない。 (2) 人員補充に関して 組合は、会社が、人員補充をするための「具体的な策」を全く示すことなく、誠実に交渉していたとは到底言えず、平成20年5月9日の折衝で、会社が事実関係について組合に確認を求め、組合が確認すると返答して会談が終わっているから、交渉決裂ということはできないと主張する。 しかし、組合と会社との交渉経過等を踏まえると前記事務折衝までに人員補充問題に関する議論は、それ以上交渉を重ねても進展する見込みがない段階に至ったことは、原判決が説示するとおりで、組合の主張を採用できない。
その他	

[先頭に戻る]

顛末情報

事件番号/行訴番号	命令区分/判決区分	命令年月日/判決年月日
大阪府労委平成20年(不)第49号	棄却	平成21年12月8日
中労委平成21年(不再)第53号	棄却	平成22年9月15日
東京地裁平成22年(行ウ)第761号	棄却	平成23年10月31日

[全文情報] この事件の全文情報は約127KByteあります。また、PDF形式になっていますので、ご覧になるにはAdobe Reader(無料)のダウンロードが必要です。

平成 24 年 3 月 14 日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

平成 23 年(行コ)第 376 号不当労働行為救済申立棄却命令取消請求控訴事件(原審・東京
地方裁判所平成 22 年(行ウ)第 761 号)

平成 24 年 2 月 13 日口頭弁論終結

判 決

控訴人 全日本建設運輸連帯労働組合関西地区生コン支部

被控訴人 国

処分行政庁 中央労働委員会

被控訴人補助参加人 株式会社関西宇部

主 文

- 1 本件控訴を棄却する。
- 2 控訴費用は控訴人の負担とする。

事実及び理由

第 1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 中央労働委員会が、中労委平成 21 年(不再)第 53 号事件について、平成 22 年 9 月 15 日付けでした命令を取り消す。
- 3 訴訟費用は第 1, 2 審とも被控訴人の負担とする。

第 2 事案の概要等

- 1 事案の要旨、前提事実、争点及び当事者の主張については、次の 2 のとおり当審における控訴人の主張を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第 2 事案の概要」に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の主張

(1) 運賃履行問題について

ア 団体交渉は労働組合が労働条件改善などの目的を達成するための最も中心的な手段として保障されたものであり、労働組合の団結目的達成のために必要な事項であれば広く義務的団交事項に含まれると解すべきである。控訴人は、産業別労働組合として、生コン製造企業、生コン輸送企業で働く労働者、専属輸送、備車等の様々な形態で働く労働者を労働組合員として組織している。輸送運賃は、産業別労働者の賃金に重要な影響を与え、補助参加人に雇用される控訴人組合員の労働条件に重大な影響を及ぼす事項である。また、生コン輸送企業の労働条件が悪化すれば、必然的に、生コン製造企業の労働条件も悪化する関係にある。

イ 運賃履行問題は 08 春闘協定書の条項として明文化されているのであるから、経営者会会員企業は協定当事者である労働組合に対し、運賃引き上げの実施状況、結果を明らかにすべき義務がある。

08 春闘協定の輸送運賃について成立した合意は、生コン製造企業が輸送運賃を値上げすることであったが、輸送運賃の算出は、個々それぞれに異なるため、経営者会がそのための基準となる指針を示すこととなったのである。経営者会加盟の A 会員は経営者会に労働組合との交渉権・妥結権を委任しており、経営

者が値上げの指針を出す合意は経営者会加盟の A 会員である生コン製造企業が値上げをすることを義務付けるものである。経営者会も、輸送運賃についての 08 春闘協定書の条項は、輸送運賃引き上げの合意を含むものであり、経営者会会員は、控訴人ら関係労組からの平成 20 年度協定書に関する問い合わせ（輸送運賃の値上げ幅、値上げ時期など）について、回答すべき義務を負っていることを確認している。そして、労働条件以外の事項であっても、集团的労使関係に関する事項は義務的団交事項となる。労働協約や労使合意の履行について、当事者たる労働組合はその履行を求め、或いは履行状況の報告を求めることができる。控訴人は、08 春闘協定（輸送運賃）の履行問題について、引き上げを求め、また履行状況の報告を求めることができる地位にある。

ウ 控訴人の組合員に対する刑事事件判決の認定では、補助参加人は、08 春闘協定の合意上、生コン輸送会社との個別交渉による妥結後には、控訴人に対し、妥結した輸送運賃の値上げ金額及び実施時期を回答する義務を負っていたことを認めている。

エ 仮に原判決のいうように「輸送運賃を引き上げることに務めることを合意した」のみの合意であるとしても、労働組合と協定を締結したのであるから、補助参加人は控訴人の質問に対して履行状況を回答すべき責任があり、輸送運賃引き上げの履行状況について控訴人が質問をしたことに対し、補助参加人が回答をしなかったことは正当な理由のない団交拒否に該当する。

(2) 人員補充問題について

ア 人員補充問題は、予備的人员配置の問題であって年休取得に影響を及ぼすものである以上、まさしく労働条件そのものであり、補助参加人に処分可能なものであるから、義務的団体交渉事項となる。

イ 補助参加人は、人員補充をするための「具体的な策」を全く示すことなく、控訴人が譲歩した提案も一蹴し、それに代わる代案を示すこともなかったものであり、誠実に交渉していたとは到底言えないものである。補助参加人の Y1 証人は、一人も直行を受け入れていないと証言していたが、平成 18 年 4 月当時、補助参加人はワーク自動車運転士労働組合より直行を受け入れていることが明らかとなった。

ウ 平成 20 年 5 月 9 日の折衝において、補助参加人が事実関係について控訴人に確認を求め、控訴人がこれを確認すると返答して会談が終わっているのだから、これをもって交渉決裂ということはできない。同年 4 月 1 日の段階で、控訴人と補助参加人間においては、人員補充問題については、同年 9 月まで猶予することについて合意が成立していたのであって、この猶予自体も同年 5 月 9 日の折衝で決裂していないのであるから、その状況について同年 7 月の時点で交渉を求めることは十分に合理性を有している。

第 3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、本件命令は適法であり、控訴人の本件請求には理由がないと判断する。その理由は、次の 2 のとおり当審における控訴人の主張に対する判断を付加するほか、原判決「事実及び理由」の「第 3 当裁判所の判断」に記載のとおりである

から、これを引用する。当審における控訴人の主張、立証によって上記判断は左右されない。

2 当審における控訴人の主張に対する判断

(1) 運賃履行問題について

ア 控訴人は、運賃履行問題が義務的団交事項に該当する根拠として、控訴人が産業別労働組合として、生コン輸送企業で働く労働者を含む様々な形態で就労する労働者を組織しているとして、労働組合の団結目的達成のために必要な事項であれば広く義務的団交事項に含まれると解すべきであり、輸送運賃は、産業別労働者の賃金に重要な影響を与え、補助参加人に雇用される控訴人組合員の労働条件に重大な影響を及ぼす事項であると主張する。

しかし、一企業である補助参加人が義務的団交事項として団体交渉義務を負うのは、原判決が説示するように、当該使用者が雇用する労働者の労働条件その他の待遇や当該団体的労使関係の運営に関する事項で、使用者が決定することができるものに限られると解されるのであって、控訴人が産業別労働組合として生コン輸送企業で働く労働者等様々な形態の労働者を組織しているからといって、補助参加人の義務的団交事項を、補助参加人の雇用していない労働者の労働条件に関する事項にまで拡張する理由があるとはいえない。なお、控訴人は生コン輸送企業の労働条件が悪化すれば、必然的に、生コン製造企業の労働条件も悪化する関係にあると主張するが、前者の労働条件が後者のそれに影響を及ぼすことがあるとしても(なお、補助参加人の供給可能資金に限りがあるとした場合、輸送コストの増加は補助参加人の従業員の労働条件に悪影響を及ぼすこととなろう。)間接的で不確定なものにとどまると考えられるので、その影響をもって補助参加人の義務的団交事項とすべき理由とはならない。

イ 控訴人は、08 春闘協定(輸送運賃)の履行問題についての合意が、経営者会加盟の A 会員である生コン製造企業が値上げをすることを義務付けるものであることを前提として、当事者労働組合である控訴人が補助参加人に対し、履行を求め、或いは履行状況の報告を求めることができる地位にあると主張するので検討する。

控訴人は、経営者会加盟の A 会員として、経営者会に控訴人を含む関連 5 労組との交渉権・妥結権を委任していることが認められるが、08 春闘協定の輸送運賃について成立した合意は、運賃履行問題について、「燃料高騰、NOX 対策、賃上げ等の要因による運賃引き上げについての指針を出す。」というものであって、経営者加盟会員に個別的団体交渉を義務付けるものとは解せられない。そして、これを受けて経営者会により作成された指針が、加盟会員に輸送運賃の値上げを要請するものであるとしても、加盟会員の経営状態に差異があり得る以上、値上げを義務付けるものと解するには疑問がある。そして、控訴人が 08 春闘協定の交渉当事者である経営者会に対して、指針の履行状況の報告を求めることができるとしても、加盟会員である補助参加人に対して、直接その義務として履行状況の報告を求めたり、団体交渉事項とすることを要求できるとまで解すべき理由はない。

ウ 控訴人は、刑事事件判決が、補助参加人は、控訴人に対し、妥結した輸送運賃の値上げ金額及び実施時期を回答する義務を負っていたことを認めていると主張するが、刑事事件第1審判決における補助参加人の回答義務についての説示は、当該事件の被告人らの行為の正当性の判断をする上においてのものに過ぎず、補助参加人の不当労働行為について判断したものでないことは明らかであるから、同判決の説示をもって、補助参加人の団体交渉義務の根拠とすることは相当でない。

エ 控訴人は、仮に原判決のいうように「輸送運賃を引き上げることに務めることを合意した」のみの合意であるとしても、5労組と協定を締結したのであるから、補助参加人は控訴人の質問に対して履行状況を回答すべき責任があると主張するが、法律的な根拠が不十分であり、採用できない。

(2) 人員補充に関して

控訴人は、補助参加人が、人員補充をするための「具体的な策」を全く示すことなく、誠実に交渉していたとは到底言えないものであり、平成20年5月9日の折衝において、補助参加人が事実関係について控訴人に確認を求め、控訴人がこれを確認すると返答して会談が終わっているのだから、これをもって交渉決裂ということとはできないと主張する。

しかし、控訴人と補助参加人との交渉経過及びこの交渉経過を踏まえると5.9事務折衝までに人員補充問題に関する議論は、それ以上交渉を重ねても進展する見込みがない段階に至ったことは、引用にかかる原判決(19, 20頁)が説示するとおりであって、控訴人の主張を採用することはできない。なお、甲8によれば、補助参加人が、平成18年3月以降、ワーク自動車運転士労働組合に加入したZ1を直行(専属)として受け入れ、平成21年初めころ以降に、同労働組合の他の組合員を直行(専属)より有利な「チャーター」(一人親方の請負)として受け入れたことが認められるが、このことと、控訴人が、補助参加人との4.21団交で、10名の組合員を直行雇用することを要求していたこととを対比して参酌しても、補助参加人が控訴人に対し不誠実な交渉ないし組合差別をしたとは認められず、上記判断が左右されるものではない。

3 以上によれば、原判決は相当であり、本件控訴は理由がないからこれを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第17民事部